

# 秋田県公報

## 目 次

規 則  
秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則(三三・総務課)  
秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則(三四・人事課)  
特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則(三五・税務課)  
身体障害者福祉法による費用の負担命令及び徴収に関する規則及び知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則を廃止する規則(三六・障害福祉課)

## 規 則

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十三号

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則

秋田県チーム設置規則(平成十三年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。  
第一条の表を次のように改める。

市町村課	コミュニケーション活動推進チーム
環境政策課	環境あきたアクションチーム
技術移転促進チーム	
秋田県規則第三十三号	秋田県チーム設置規則(平成十三年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。
秋田県知事	寺田 典城

第四条から第七条までを次のように改める。  
第四条 コミュニティ活動推進チームは、組織規則第六条第一項市町村課の項第十四号に掲げる事務のうち、行政と住民団体が共同で実施する事業活動の企画及び推進並びに行政と共同で事業活動を行う住民団体に対する支援に関する事務を分掌する。

第五条 環境あきたアクションチームは、組織規則第八条環境政策課の項第一号に掲げる事務のうち、県民が主体となる環境保全活動の推進及び環境教育の充実に関する事務を分掌する。

第六条 技術移転促進チームは、組織規則第十一条第一項商工業振興課の項第五号に掲げる事務のうち、高等教育機関又は試験研究機関の技術に関する研究成果の企業への移転による新事業の創出促進に関する事務を分掌する。

第七条 秋田スギ活用促進チームは、組織規則第十一条第一項商工業振興課の項第十二号に掲げる事務のうち、秋田スギ及び太陽光等のエネルギーを活用した住宅等の研究及び開発並びに当該住宅等の実用化を図る民間事業者に対する支援に関する事務を分掌する。

第八条から第十一条までを削り、第十二条を第八条とする。

### 附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十四号

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則

秋田県旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、旅費を支給しないこととされる旅行又は旅行依頼により行う旅行であつて、任命権者が認めるものについては、旅行年月日、用務及び用務地が記載された書類が作成されているときは、当該書類を旅行命令簿等とみなすことができる。

第八条第一項中「郵便事業庁」を「日本郵政公社」に、「路程表」を「郵便線路図」に、「郵便線路図」を「当該郵便線路図」に改める。

### 附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十五号

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例(平成十五年秋田県条例第六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第二条 条例第五条の規則で定める申請書の様式は、様式第一号によるものとする。

(添付書類)

第三条 前条の申請書には、定款のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 条例第二条第一項の規定による課税免除の申請 直前の事業年度の事業報告書及び収支計算書

二 条例第二条第二項の規定による課税免除の申請 次に掲げる書類

(一) 当該事業年度の事業報告書及び損益計算書

(二) 国又は地方公共団体から委託された事業の契約書の写し

三 条例第三条の規定による課税免除の申請 次に掲げる書類

(一) 登記簿謄本その他の書類で当該不動産を譲り受けたことを証するもの

(二) 当該不動産の譲受けが無償でされたことを証する書類

(三) 平面図その他の書類に当該不動産の直接条例第三条の特定非営利活動の用に

供している部分を表示したもの

四 条例第四条の規定による課税免除の申請 次に掲げる書類

(一) 当該自動車の道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六十条第一

項に規定する自動車検査証又は道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸

省令第七十四号)第六十三条の二第三項に規定する軽自動車届出済証の写し

(二) 当該自動車の譲受けが無償でされたことを証する書類

(課税免除の通知)

第四条 地域振興局長は、条例第五条の規定による申請に係る処分を決定したときは、その旨を課税免除承認(不承認)通知書(様式第二号)により当該申請者に通知しなければならない。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

様式第 1 号 課税免除申請書 (第 2 条関係)

( A 4 判 )

課税免除申請書				
<p>秋田県 地域振興局長 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 名 称 代表者の氏名 電 話 番 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり、県税の課税免除の承認を受けたいので、特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例第 5 条第 項の規定により、申請します。</p>				
県民税の均等割	課税免除を受けようとする事業年度等	年 月 日から 年 月 日まで		
	収益事業の概要			
不動産取得税	不動産の所在			
	当該不動産を譲渡した者	住所(所在地)		
		氏名(名称)		
	取得年月日	年 月 日		
	特定非営利活動の用に供した年月日	年 月 日		
	用途			
	土地	地番		
地目			m <sup>2</sup>	
家屋	家屋番号		種類	
	構造		床面積 m <sup>2</sup>	
自動車取得税	登録番号			
	主たる定置場		種 別	
	当該自動車を譲渡した者	住所(所在地)		
		氏名(名称)		
	取得年月日	年 月 日		
使用目的				
備考				

備考

- 1 県民税の均等割の「収益事業の概要」の欄には、国又は地方公共団体から委託された事業及び当該国又は地方公共団体の機関の名称を記載してください。
- 2 自動車取得税の「使用目的」の欄には、当該自動車を利用することとなる特定非営利活動の種類及びその内容を記載してください。

様式第2号 課税免除承認(不承認)通知書(第4条関係)

(A4判)

課税免除承認(不承認)通知書	
様	
秋田県 地域振興局長 <span style="float: right;">印</span>	
<p>年 月 日付けで申請のあった県税の課税免除について、次のとおり承認した(承認しない)ので、特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則第4条の規定により、通知します。</p>	
課税免除を承認する税目	事業年度等、不動産の表示又は自動車の登録番号
課税免除を承認しない税目	事業年度等、不動産の表示又は自動車の登録番号
不承認の理由	
この処分不服がある場合の救済の方法	<p>この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。</p> <p>審査請求書は、正副2通をなるべくこの処分をした地域振興局長を経由して提出してください。</p>

身体障害者福祉法による費用の負担命令及び徴収に関する規則及び知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十六号

身体障害者福祉法による費用の負担命令及び徴収に関する規則及び知的障害者

福祉法による費用の徴収に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

一 身体障害者福祉法による費用の負担命令及び徴収に関する規則（昭和六十二年

秋田県規則第二十二号）

二 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和六十二年秋田県規則第

五十四号）

附 則

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に行われたこの規則による廃止前の知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則第二条に規定する入所等の措置に要する費用についての知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
E-mail: matsu-barara@matsubarainsetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄